

# 1. 公共事業を取り巻く現状について

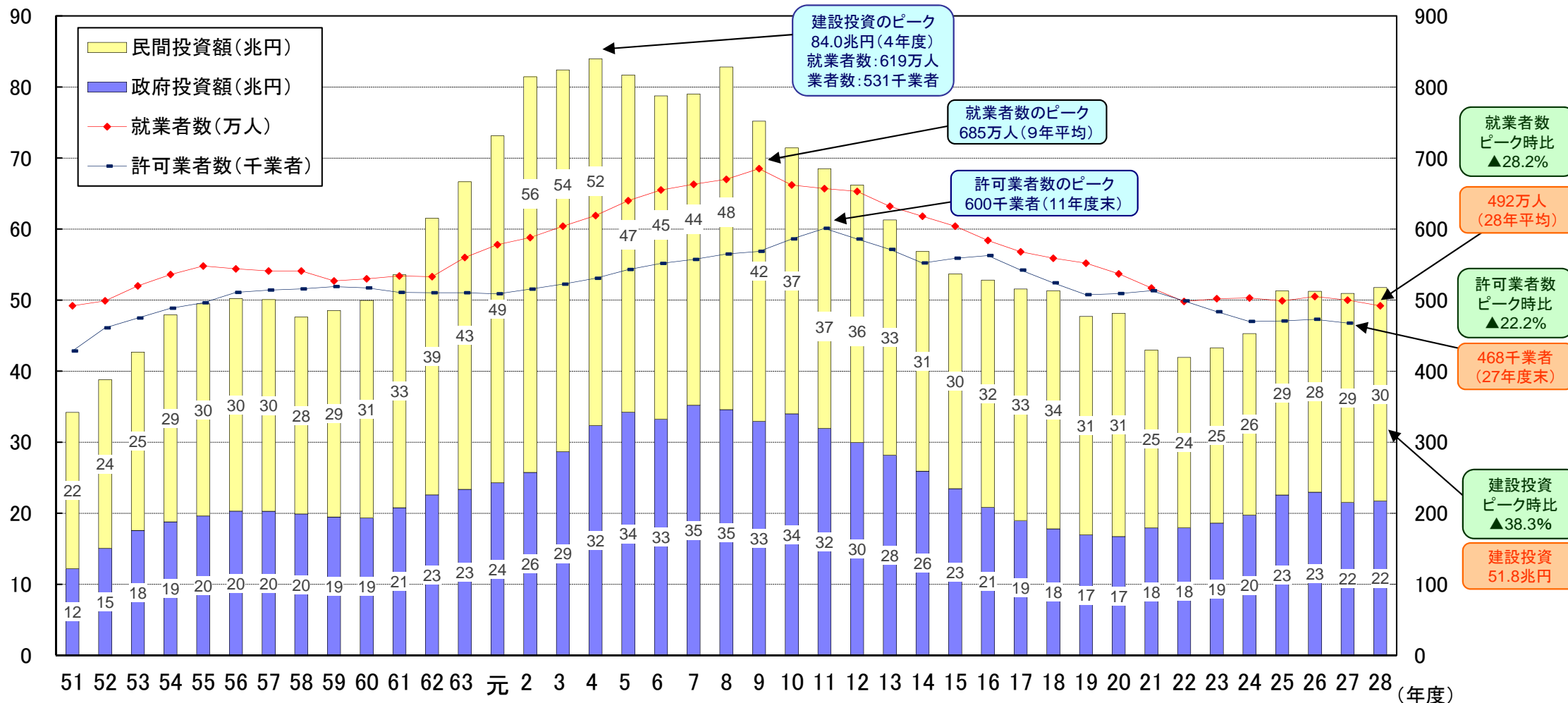
---

# 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の4年度：約84兆円から22年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、28年度は約52兆円となる見通し（ピーク時から約38%減）。
- 建設業者数（27年度末）は約47万業者で、ピーク時（11年度末）から約22%減。
- 建設業就業者数（28年平均）は492万人で、ピーク時（9年平均）から約28%減。

(兆円)

(千業者、万人)



出所：国土交通省「建設投資見通し」、「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

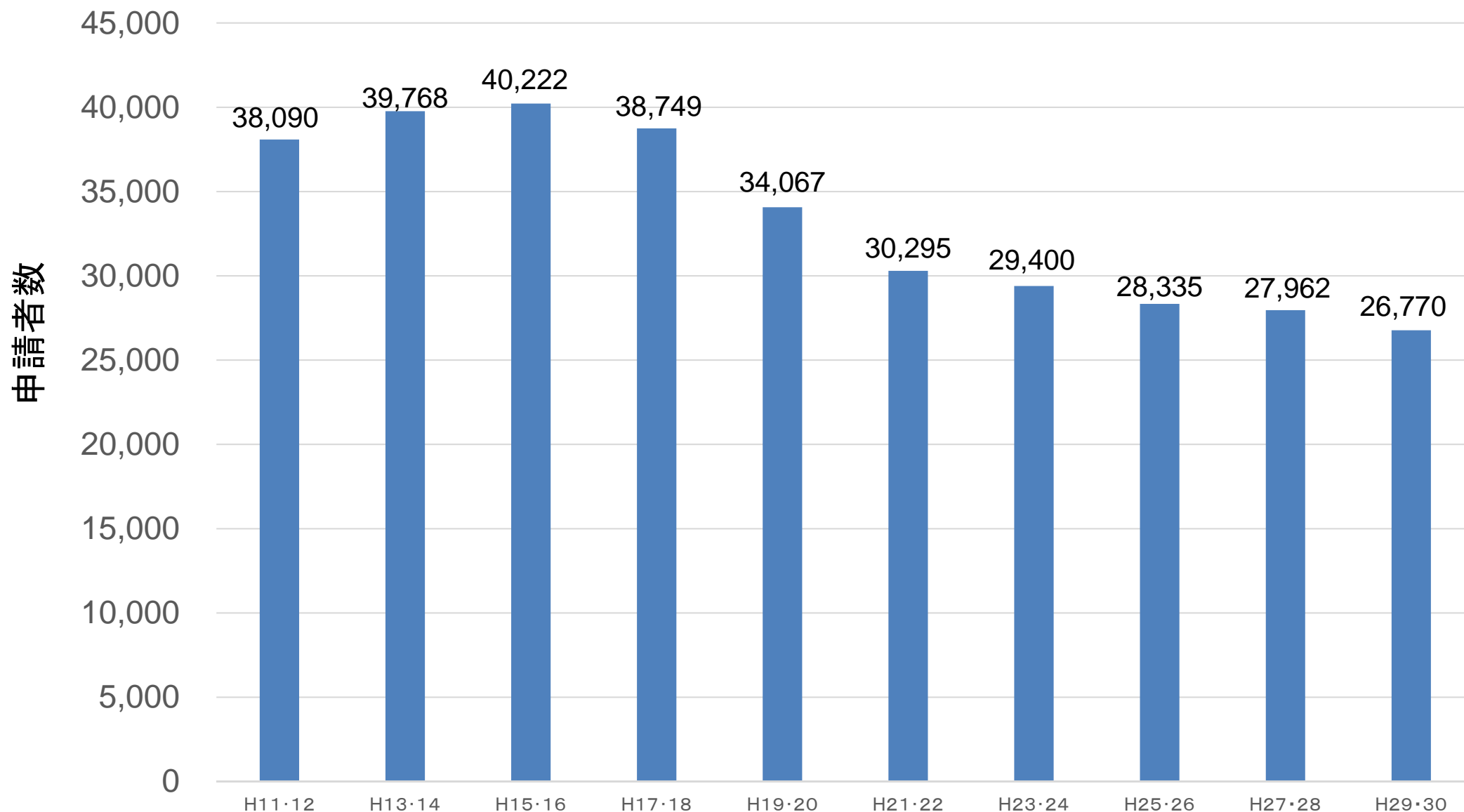
注1 投資額については平成25年度まで実績、26年度・27年度は見込み、28年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

# 国土交通省における有資格者名簿申請者数の推移

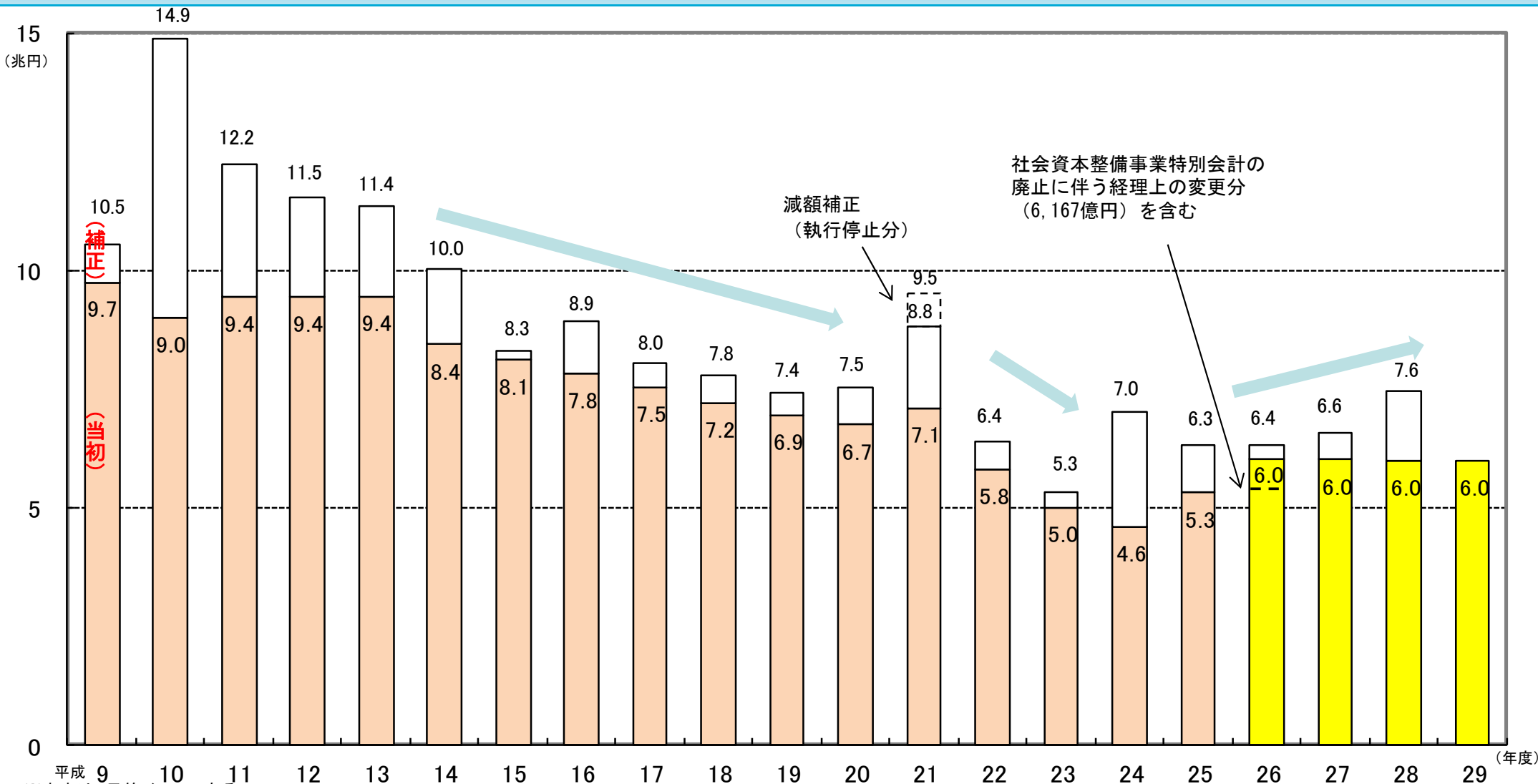
○ 国土交通省における有資格者名簿の申請者数は減少傾向



※1 定期競争参加資格審査における国土交通省地方整備局受付業者数【建設工事】

※2 対象は全地方整備局の道路・河川・官庁営繕・公園関係

# 公共事業関係費の推移(政府全体)



※本表は、予算ベースである。

※平成21年度は、平成20年度で特別会計に直入されていた「地方道路整備臨時交付金」相当額(0.7兆円)が一般会計上に切り替わったため、見かけ上は前年度よりも増加(+5.0%)しているが、この特殊要因を除けば6.4兆円(▲5.2%)である。

※平成23年度及び平成24年度については同年度に地域自主戦略交付金へ移行した額を含まない。

※平成25年度は東日本大震災復興特別会計繰入れ(356億円)及び国有林野特別会計の一般会計化に伴い計上されることとなった直轄事業負担金(29億円)を含む。また、これら及び地域自主戦略交付金の廃止という特殊要因を考慮すれば、対前年度+182億円(+0.3%)である。

※平成23~28年度において、東日本大震災の被災地の復旧・復興や全国的な防災・減災等のための公共事業関係予算を計上しており、その額は以下の通りである。

H23一次補正:1.2兆円、H23三次補正:1.3兆円、H24当初:0.7兆円、H24一次補正:0.01兆円、H25当初:0.8兆円、H25一次補正:0.1兆円、H26当初:0.9兆円、H26補正:0.002兆円、H27当初:1.0兆円、H28当初:0.9兆円、H28二次補正:0.06兆円、H29当初(案):0.7兆円(平成23年度3次補正までは一般会計ベース、平成24年度当初以降は東日本大震災復興特別会計ベース。また、このほか東日本大震災復興交付金がある。)

※平成26年度については、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う経理上の変更分(これまで同特別会計に計上されていた地方公共団体の直轄事業負担金等を一般会計に計上)を除いた額(5.4兆円)と、前年度(東日本大震災復興特別会計繰入れ(356億円)を除く。)を比較すると、前年度比+1,022億円(+1.9%)である。なお、消費税率引き上げの影響を除けば、ほぼ横ばいの水準である。

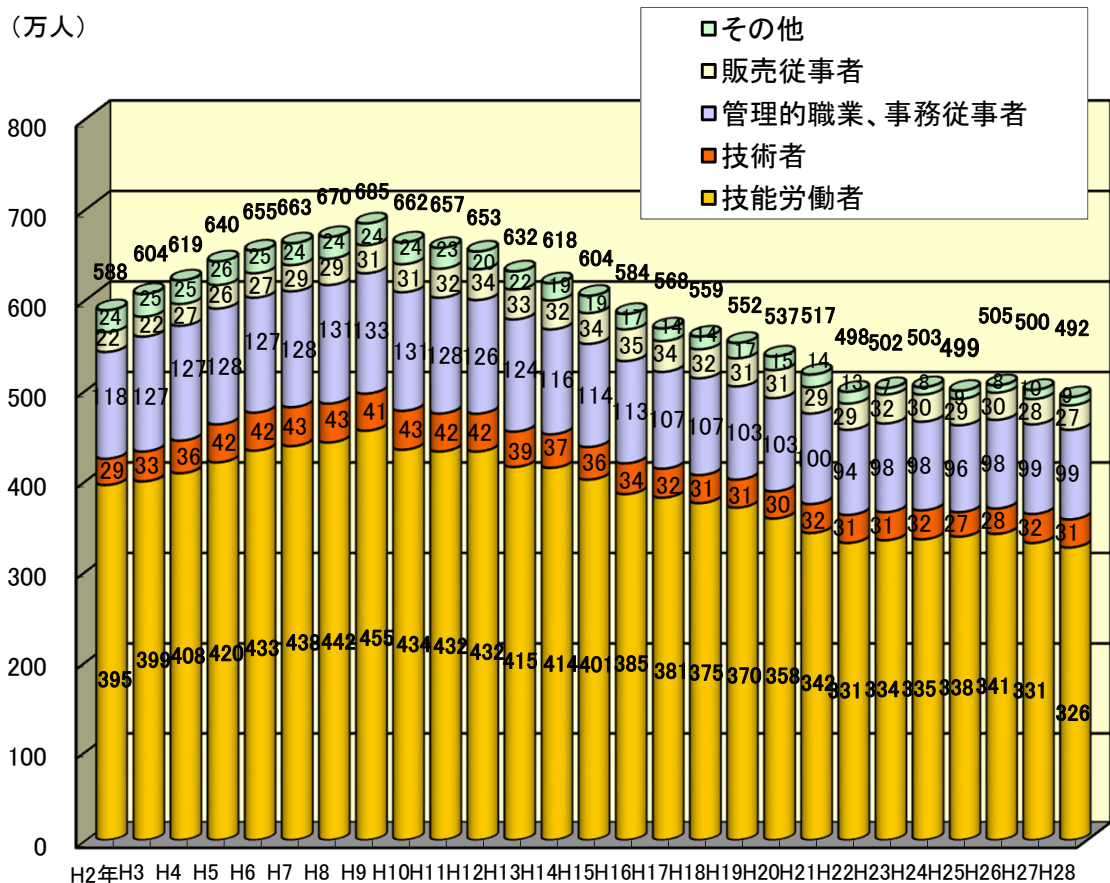
# 建設工事の従事者の推移と年齢構成

## 技能労働者等の推移

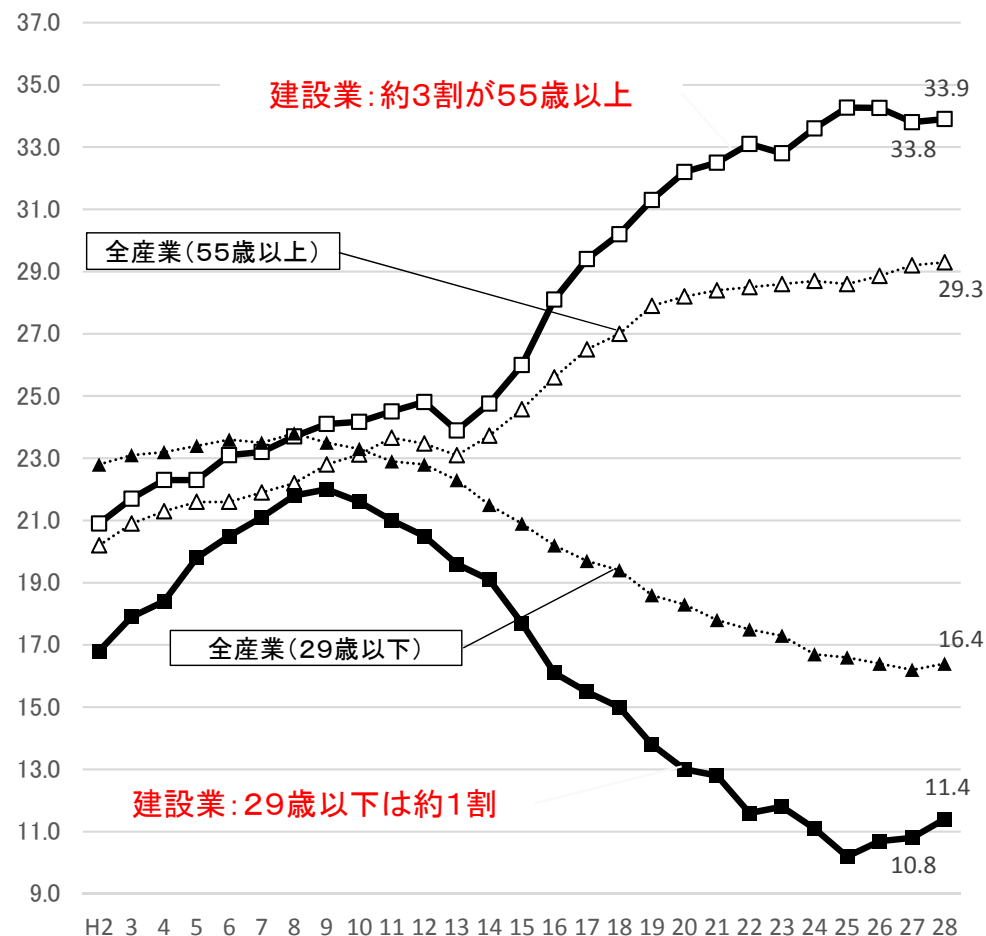
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 492万人(H28)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 31万人(H28)
- 技能労働者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 326万人(H28)

## 建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成27年と比較して55歳以上が約2万人減少、29歳以下は約2万人増加。



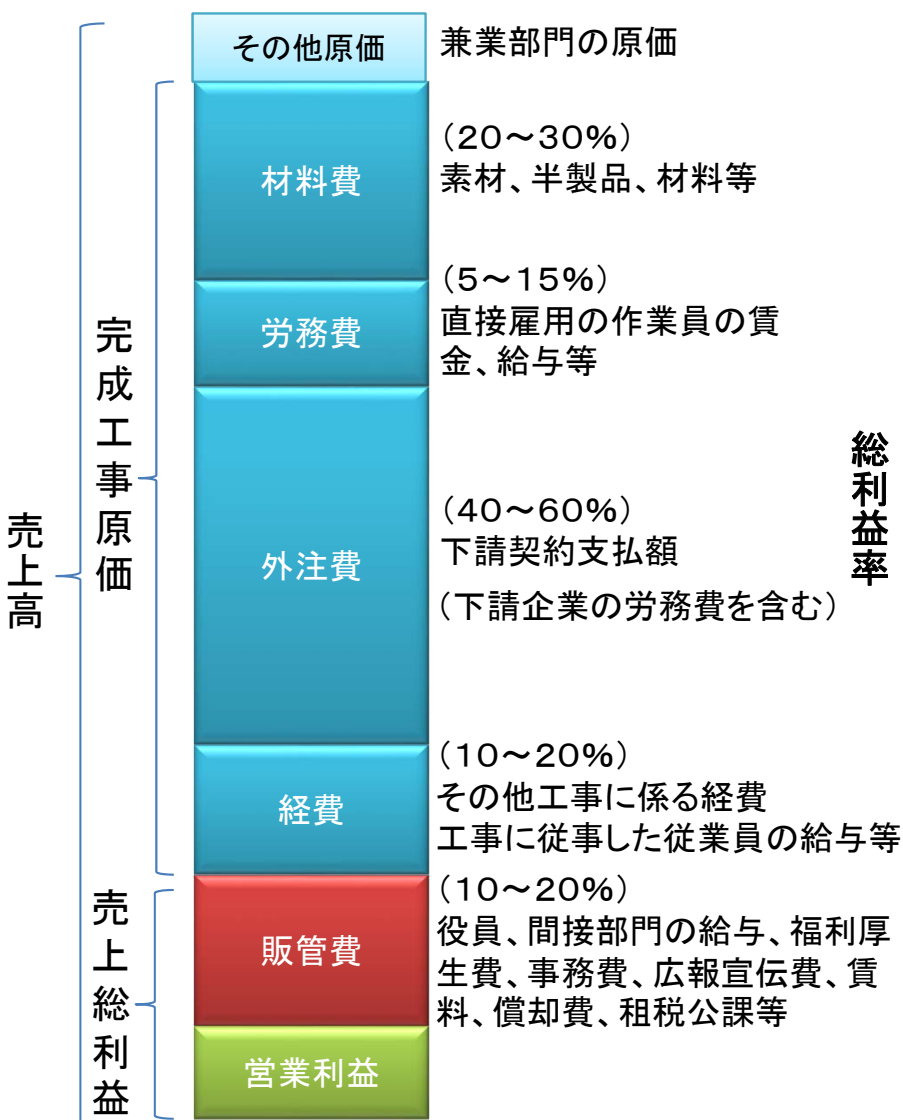
出所：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出  
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)



出所：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

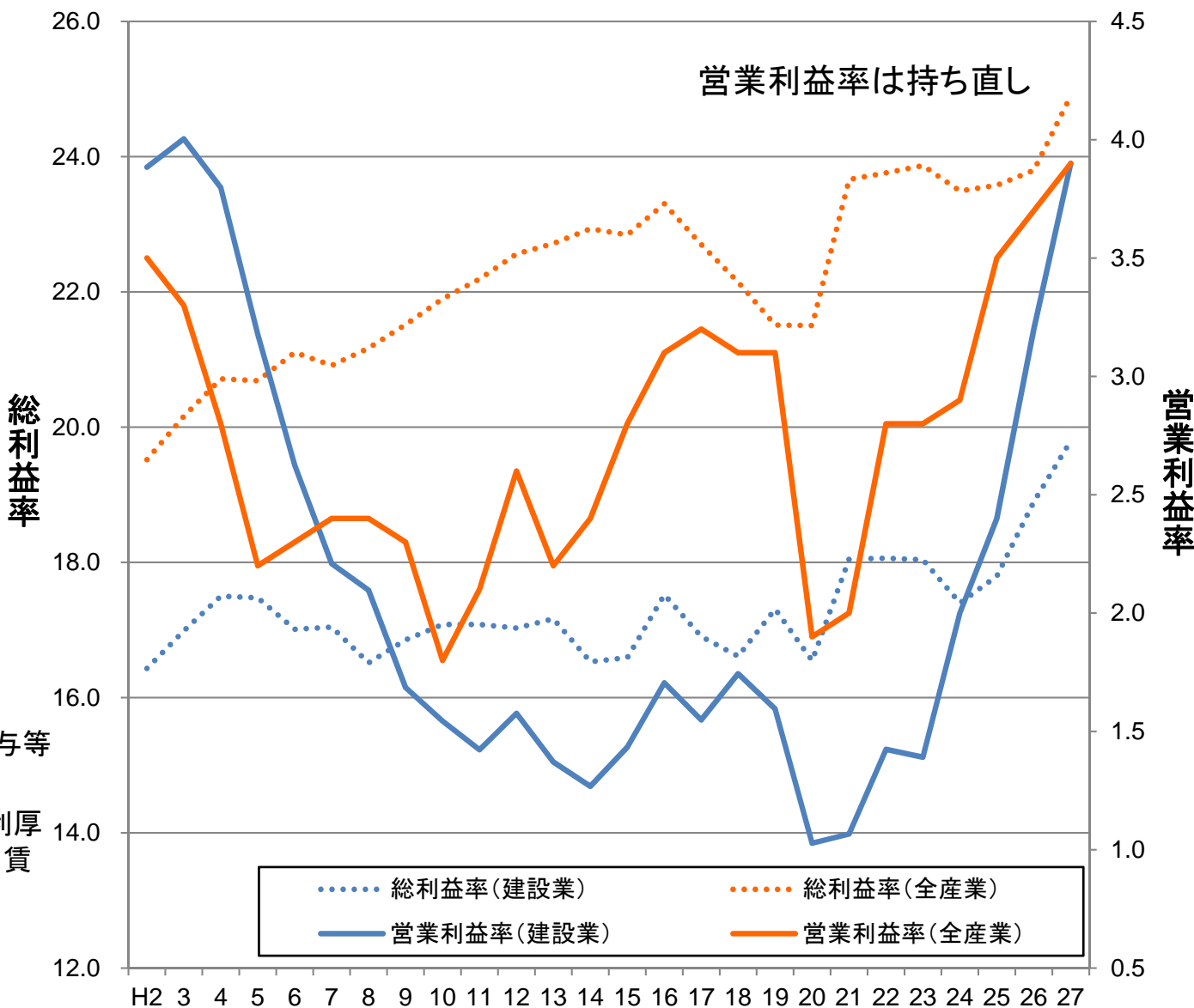
# 建設業の利益率の推移

## 売上高の構成



※( )内は売上高に占める各項目の標準的な割合

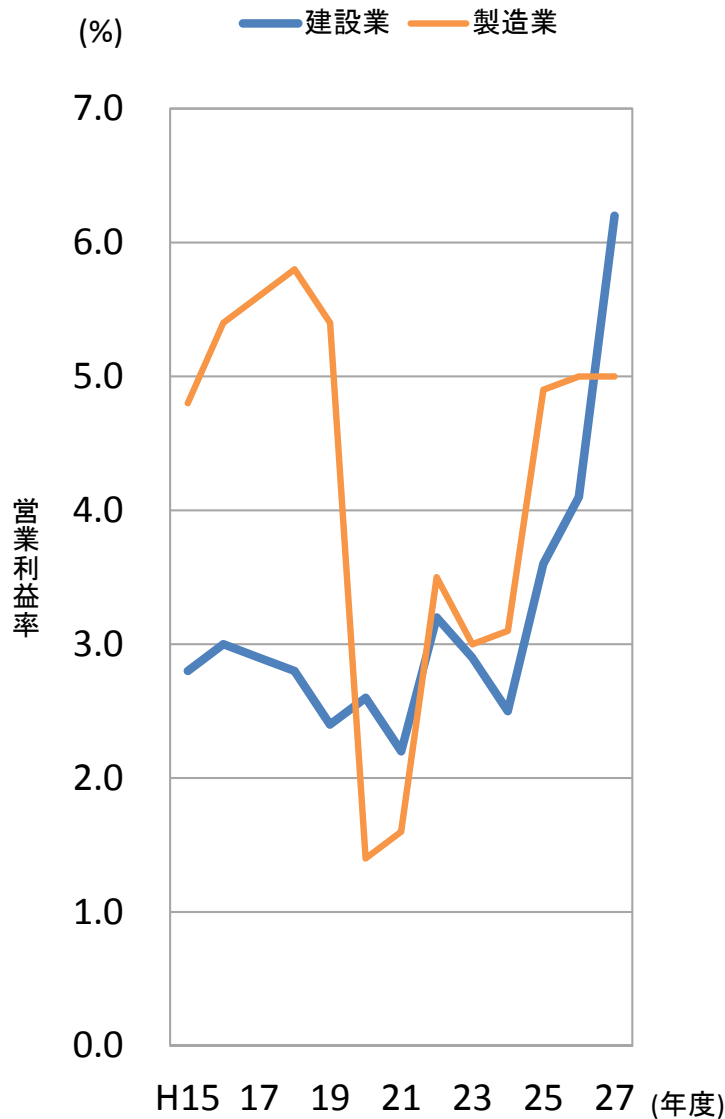
## 建設業の総利益率、営業利益率



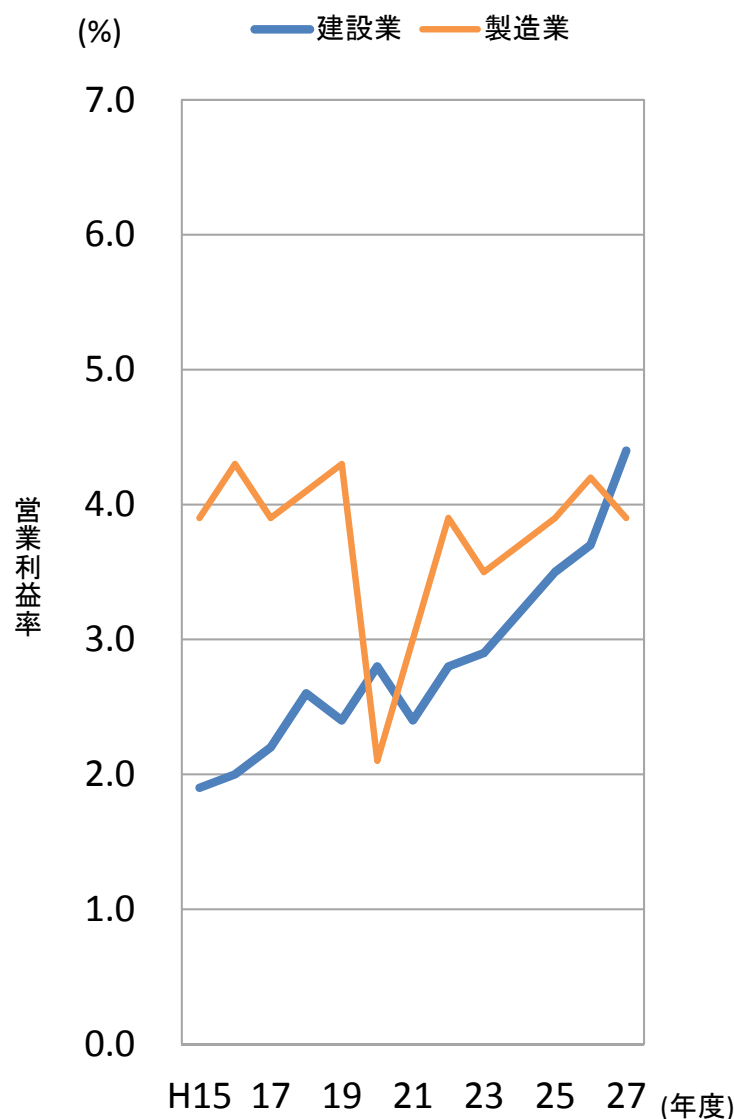
※資本金10億円以上の企業では、総利益率は11%程度から12%程度に上昇。

# 建設業の売上高営業利益率(企業規模別の推移)

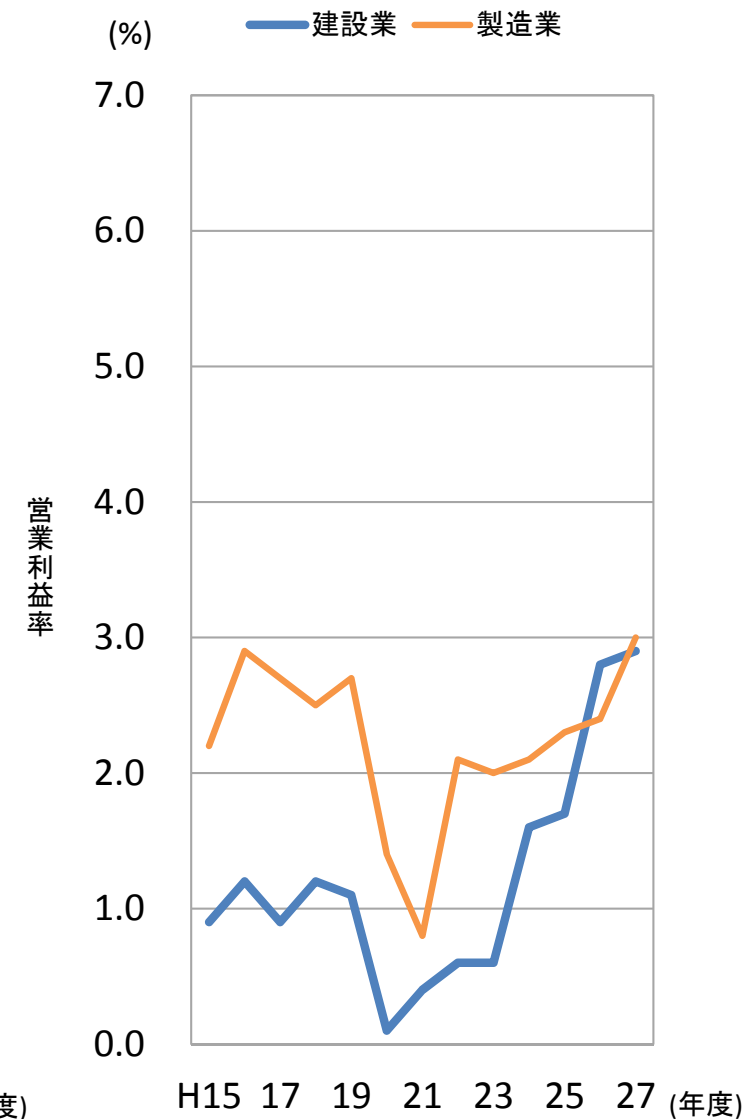
## 大企業 (資本金10億円以上)



## 中堅企業 (資本金1億円以上10億円未満)



## 中小企業 (資本金1億円未満)



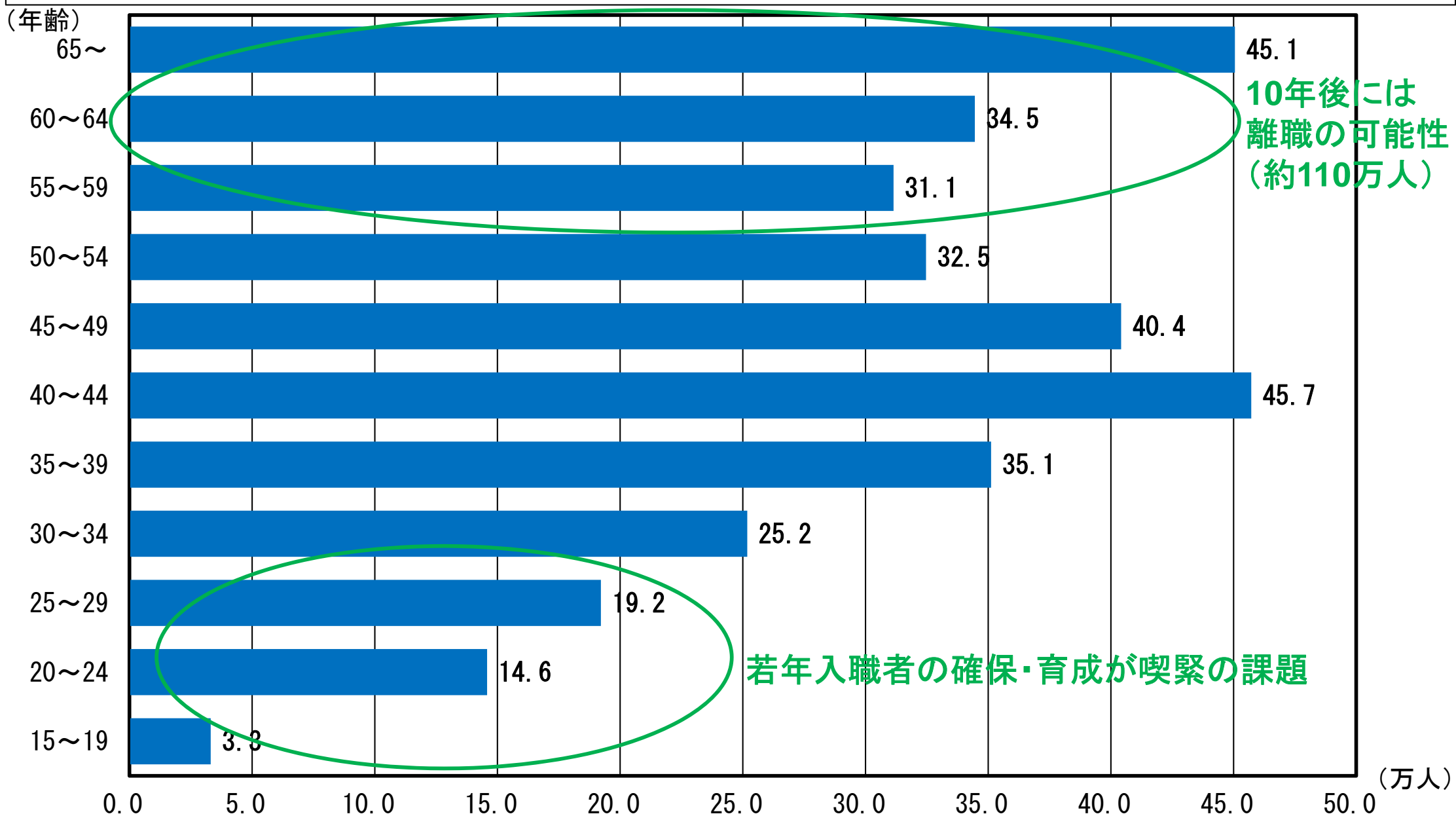
出所: 財務省「法人企業統計」

営業利益率 = (売上高 - 売上原価 - 一般販売管理費) ÷ 売上高

(※)一般販売管理費: 役員や本社職員等の給与、福利厚生費、事務費、  
広報宣伝費、賃料、償却費、租税公課 等

# 建設従事者の年齢構成分布

○ 今後、中長期的には、高齢者が大量離職する可能性があり、担い手の確保・育成が喫緊の課題。





(現行制度の適用除外等の取扱)

- 建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

- 取引関係の弱い中小企業等は、発注企業からの短納期要請や、顧客からの要求などに応えようとして長時間労働になりがちである。商慣習の見直しや取引条件の適正化を、一層強力に推進する。
- 建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

# (参考)建設業における時間外労働規制の見直し

- 建設業は、従来、天候等の自然的条件に労働時間が左右されるという特性があることから、時間外労働の上限規制の対象外とされており、ゼネコンの現場技術者等において、残業時間が長い傾向が見られる。
- 今般、総理、関係閣僚及び有識者から構成される「働き方改革実現会議」において、「働き方改革実行計画」が策定され(平成29年3月28日)、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、建設業についても、改正法施行の5年後に、他産業と同様の上限規制を適用することとなった。
- 建設業については、業界団体からの意見や実態を踏まえて、以下の方向で見直すこととなった。
  - ①十分な猶予期間の設定 ②災害時の復旧、大雪時の除雪等に支障が生じないような制度設計 ③発注者の理解と協力を得るための仕組み

	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日決定)
原則	<<労働基準法で法定>> (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、 そこで定めた時間まで時間外労働可能 (3) <u>災害復旧や大雪時の除雪など、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法33条)	<<同左>>
36協定の 限度	<<厚生労働大臣告示：強制力なし>> (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで) (特別条項)  (2) ・ <u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u>	<<労働基準法改正により法定：罰則付き>> (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ <u>特別条項でも上回ることの出来ない年間労働時間を設定</u> ① <u>年720時間</u> (月平均60時間) ② <u>年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内 b. 単月100時間未満 c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限  (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 ・ <u>施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興に限り、上記(1)②a.b.は適用しない</u> (※)

※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも対象とならないことがある

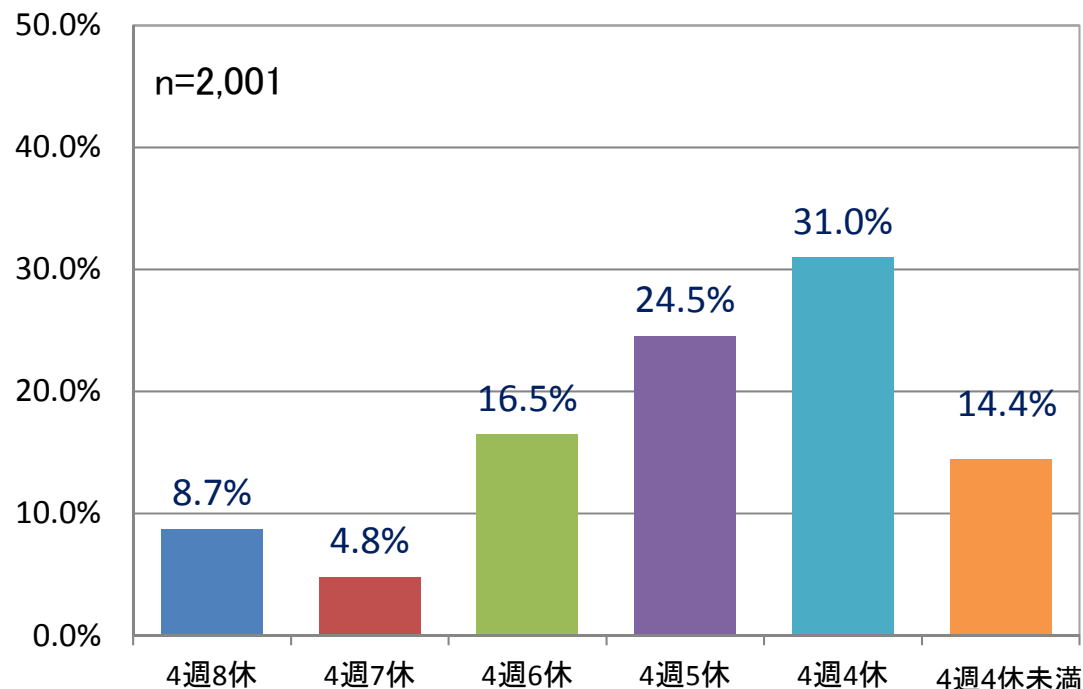
※ 発注者を含めた関係者で構成する協議会の設置など長時間労働是正に向けた必要な環境整備を推進

# 建設業における休日の状況

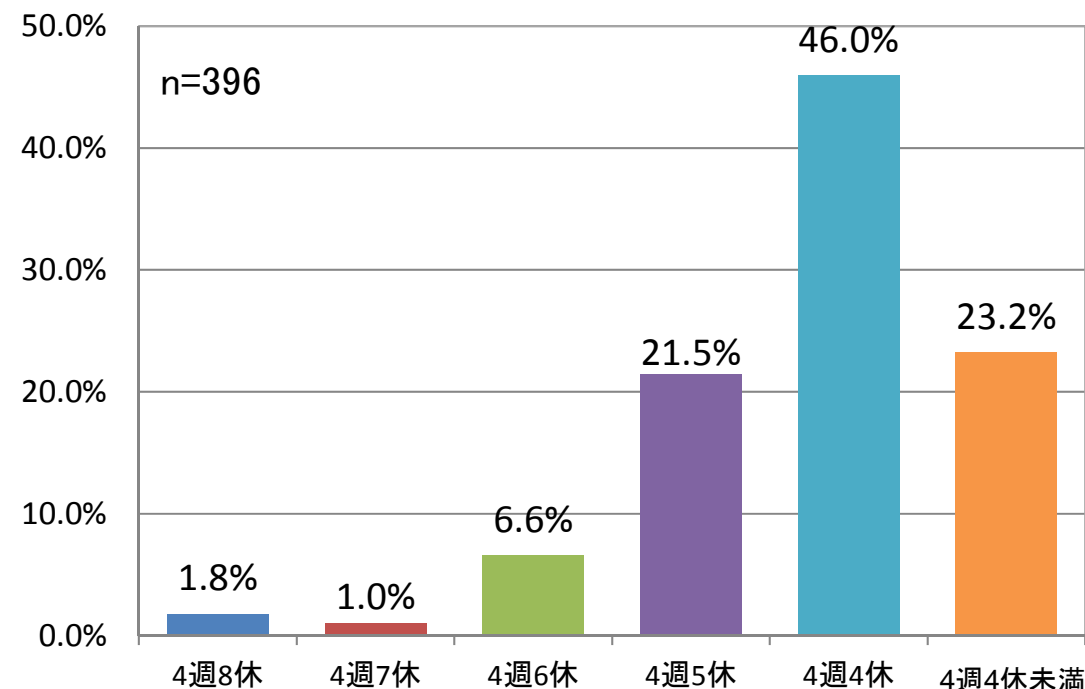
- 直轄工事においては、4週8休を実施している現場は全体の1割未満。
- 請負金額が大きいほど、休日は少ない傾向にある。

## 現場の休日取得状況（H25、26年度竣工工事）

対象：請負金額3億円未満



対象：請負金額3億円以上



注：工期に占める休日数から算定

## 【直轄工事における週休二日取得の取り組み拡大】

### <条件整備>

- ✓ 工事着手準備期間・後片付け期間の見直し、国債等の活用による施工時期の平準化、余裕期間制度の活用を推進
- ✓ 週休二日算定が可能な「工期設定支援システム」の導入
- ✓ 週休二日を考慮した間接費
  - ⇒ 原則週休二日の工期設定が可能

### <H29年度の発注方針>

- ✓ 上記週休二日支援ツールにより、週休二日による工事の発注を推進

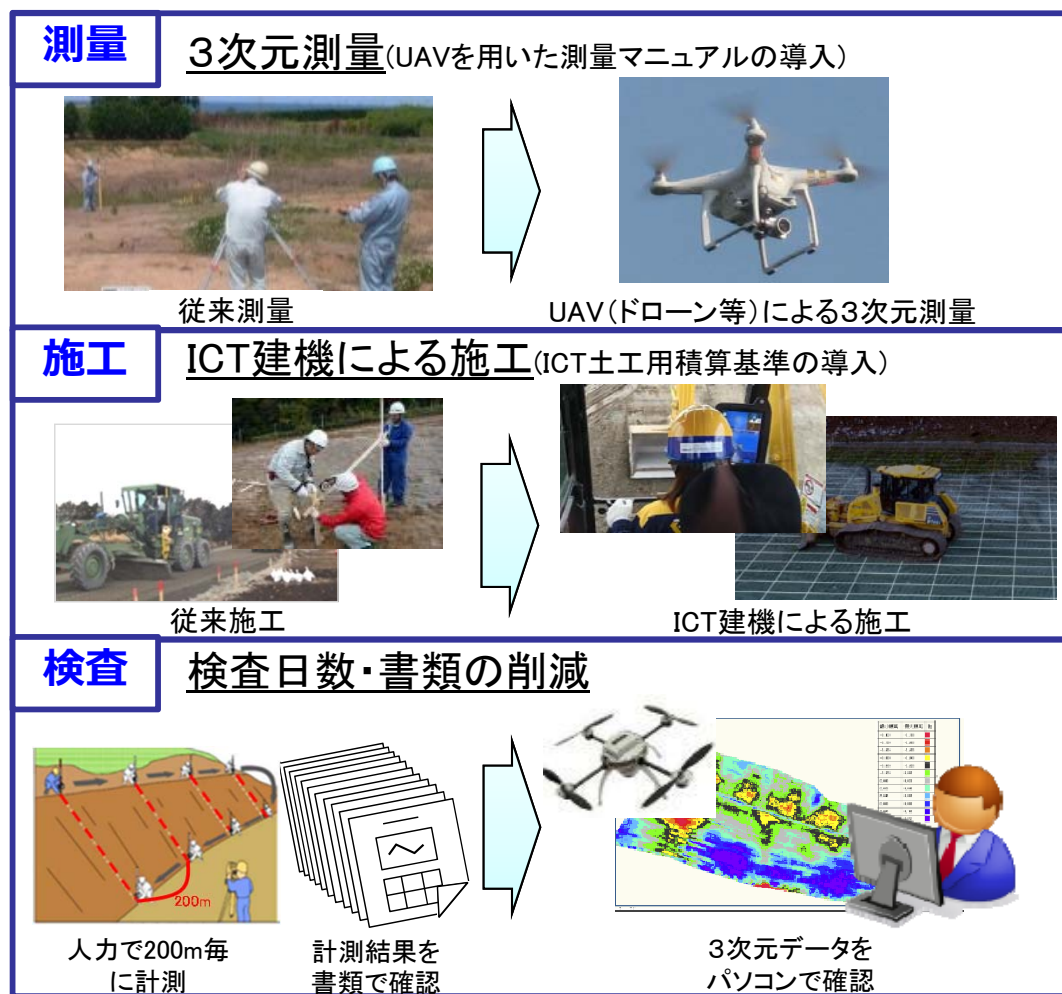
※これにより、全工事で週休二日導入は可能となるが、完成・供用時期明示による工期調整、天候不良による工期遅延等、週休二日実行工期は個々の工事（工程）において受発注者の調整が必要



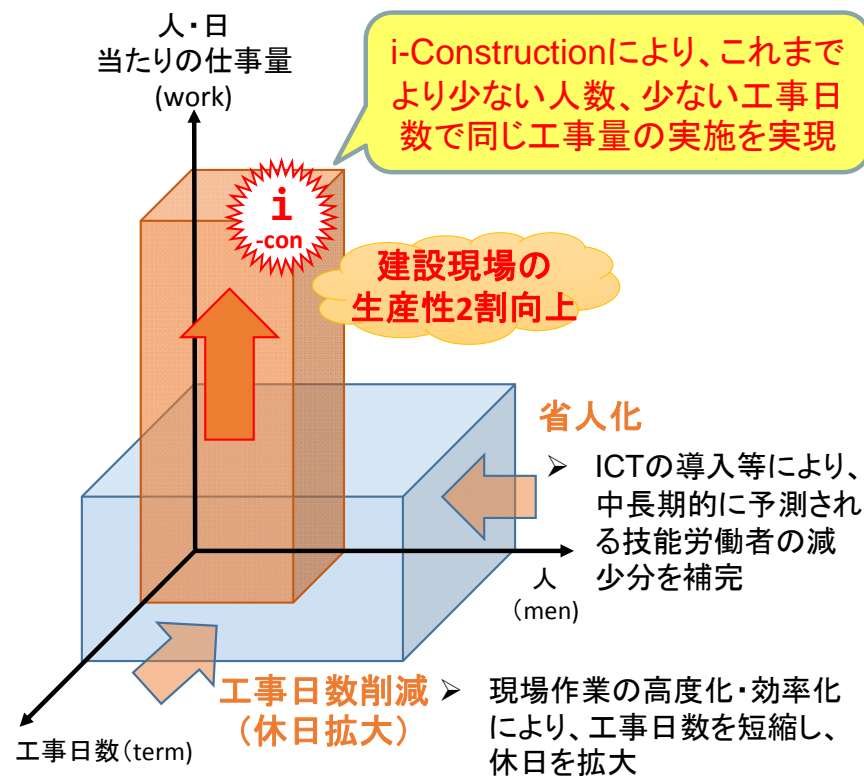
## 【地方公共団体への展開】

- ✓ 上記週休二日支援ツールを地方公共団体に普及することにより、公共工事全般への拡大を推進

- 建設業は社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、我が国の国土保全上必要不可欠な「地域の守り手」。
- 人口減少や高齢化が進む中であっても、これらの役割を果たすため、建設業の賃金水準の向上や休日の拡大等による働き方改革とともに、生産性向上が必要不可欠。
- 国土交通省では、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用する「i-Construction」を推進し、建設現場の生産性を、2025年度までに2割向上を目指す。



## 【生産性向上イメージ】



# i-Construction推進に向けたロードマップ

KPI ←KPIとして設定する項目

○全ての建設生産プロセスでICTや3次元データ等を活用し、2025年までに建設現場の生産性2割向上を目指す。  
 ○建設現場の生産性向上に資する「i-Construction」を着実に進めるため、以下の取組を推進する。

項目	年度	～H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37	
ICT活用に向けた取組	ICT土工	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基準類の改訂(検査等15基準、積算基準)、発注方式の決定(H27年度末)</li> <li>○発注・施工(ICT土工方式:直轄) ⇒584件実施中(H29.3現在)</li> <li>○人材育成(講習・実習)⇒約36,000人参加</li> <li>○効果の確認、基準類・発注方式等の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基準類、発注方式等の見直し ⇒3次元UAV測量の基準緩和等</li> <li>○発注・施工(自治体に拡大)</li> <li>○人材育成(講習・実習)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各年度にPDCAサイクルを適用</li> <li>○ICT土工方式の拡大(直轄・自治体)</li> <li>○ICT活用・休日拡大の効果検証</li> </ul>				
	ICT舗装 ICT浚渫工	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基準類の改訂</li> <li>○積算基準策定</li> <li>○発注方式の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発注・施工(ICT舗装方式・ICT浚渫工方式:直轄)</li> <li>○人材育成(講習・実習)</li> <li>○効果の確認・基準類・発注方式等の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各年度にPDCAサイクルを適用</li> <li>○ICT活用方式の拡大(直轄・自治体)</li> <li>○ICT活用・休日拡大の効果検証</li> </ul>				
	i-Bridge		<ul style="list-style-type: none"> <li>○橋梁上部のICT等適用範囲検討</li> <li>○基準類の改訂</li> <li>○積算基準策定</li> <li>○発注方式の決定</li> </ul>					
	他工種への拡大(トンネル、ダム、維持管理等)			<ul style="list-style-type: none"> <li>【トンネル、ダム、維持管理他】</li> <li>○ICT技術の適用性検討</li> <li>○必要な基準類、発注方式等の改訂</li> </ul>				
現場施工の効率化	コンクリート工	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現場施工効率化に関するガイドライン策定(機械式鉄筋定着(7月公表)、流動性を高めたコンクリート、機械式継手など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生産性向上に関するガイドライン策定(生産性向上に資する設計・施工における配慮事項の整理)</li> <li>○プレキャスト活用に向けたガイドライン策定(継手の性能評価方法、橋梁プレキャストの適用範囲拡大)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○直轄、自治体における活用拡大</li> <li>○PDCAの適用等(各年度)</li> </ul>				
	施工時期の平準化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2か年国債の更なる活用 H27年度:約200億円 ⇒ H28年度:約700億円 ⇒ H29年度:約1,500億円</li> <li>○当初予算における「ゼロ国債」の設定(約1,400億円)</li> <li>○地域単位での発注見通しの統合・公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国債の更なる活用、自治体における取組拡大等により4～6月の工事稼働率を向上</li> </ul>					
3Dデータ利活用	3Dデータの利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3Dデータ利活用方針の策定</li> <li>○CIMガイドライン整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3Dデータ利活用ルールの整備</li> <li>○プラットフォーム構築</li> <li>○建設生産プロセス全体における3次元モデル構築と適用拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○オープンデータ化</li> </ul>				
	コンソーシアム設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○i-Construction推進コンソーシアムの設立(1/30)</li> <li>○KPIの設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コンソーシアム運営(企画委員会、技術開発WG、3Dデータ流通WG、海外標準WG)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現場の実態調査等による進捗・効果の確認・検証</li> <li>○生産性の向上効果を把握するためのKPIの継続的な検討</li> </ul>				
官民連携の体制構築		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT工事件数</li> <li>・ICT工事実施自治体数</li> <li>・休日の拡大(日/工事・4週)</li> <li>2020年までに4週あたり1日増</li> </ul>						

新3K(給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる)の魅力ある建設現場を実現  
 Society 5.0を支えるインフラマネジメントシステムの構築

H31年に橋梁、トンネル、ダム、舗装の整備、維持管理へのICT導入拡大

H31年に公共工事の3次元データを活用するためのルール及びプラットフォームの整備

適正な工期を確保するための2か年国債(国庫債務負担行為)やゼロ国債を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

## 平準化に向けた4つの取組み

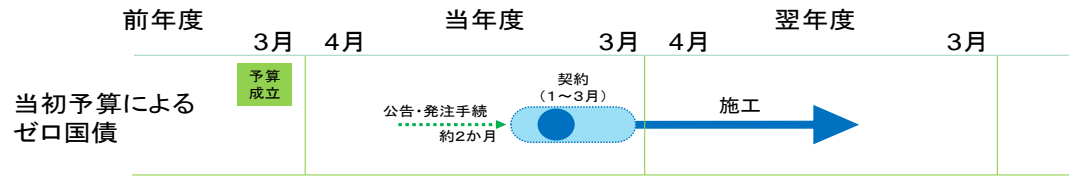
### ①2か年国債※1の更なる活用

適正な工期を確保するための2か年国債の規模を倍増

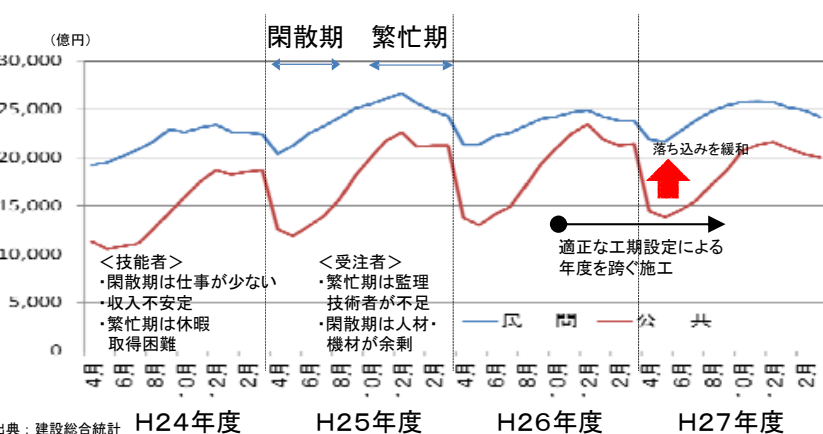
H27年度：約200億円 ⇒ H28年度：約700億円 ⇒ H29年度：約1,500億円

### ②当初予算における『ゼロ国債※2』の設定

平準化に資する『ゼロ国債』を当初予算において初めて設定(約1,400億円)



＜建設工事の月別推移とその平準化＞

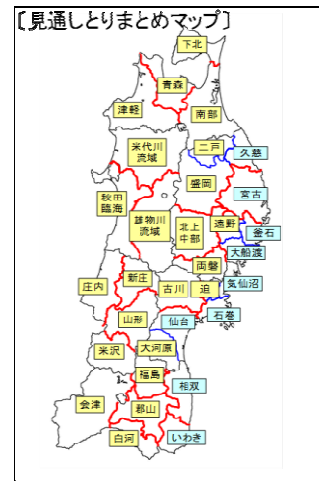


＜技能者＞  
・収入安定  
・週休二日

＜受注者＞  
・人材・機材の効率的配置

### ③地域単位での発注見通しの統合・公表

国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取り組みを、順次、**全国展開**



【各地区のページ】 (東北地方発注情報協議会) 平成25年11月1日現在

※〇〇地区の発注見通し  
〇〇地区とは、〇〇市、〇〇町、〇〇村を含む地区です。

※平成25年1月1日以前に発注(発注)する見込みの工事を取り扱っています。  
※予定価格が100万円以上の土木、建築工事を取り扱っています。  
※プレストレスト・コンクリート工事、鋼構造物工事については、東北地方整備局発注工事のみ取り扱っています。  
※下記の発注見通しは発注見通しについては掲載されておりません。また他に発注の見込みは発注見通しにありません。

発注機関名：〇〇市、〇〇町  
発注内容：〇〇市、〇〇町  
ここに記載する内容は、平成25年11月1日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。

また、主要建設材料費見込み量は、公表時点の概算の見込み数量であり、公表後変更することがあり、公表している内容等の別開示については、各発注機関へお問い合わせください。

〇〇市発注機関の見通し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧ください。)

発注機関名	工事名称	工事種別	工事種別(注)	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	概算	概算工事費	備考
東北地方整備局	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	平成25年〇月	約〇ヶ月	建設工1基 橋立1基 道路改良工事 (1)北コース 約2,000m	3000~5000万円 注:建設材料費見込み量は、公表時点での、概算の数量を基に算出されています。
〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	平成25年〇月	約〇ヶ月	建設工土 V=2,000m <sup>3</sup> 保土土 V=1,000m <sup>3</sup>	1000~1500万円
〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	〇〇市	指名競争入札	土木工事	平成25年〇月	〇日	造成工事 1式	

(参考)東北地方においてH25年度より実施

業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配について大変役立っているとの評価

### ④地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、**平準化の取組の推進を改めて要請**

※1: 国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

※2: 国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。